

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社 アシックス

代表取締役社長 和田 清美

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月21日（木曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町7丁目1番1
当社1階会議室
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第53期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、個人消費は横ばいに推移するものの、企業収益の改善と設備投資の増加が継続するなか、景気は緩やかに回復してまいりました。世界経済は、原油価格など一部に懸念材料はあるものの、概ね堅調に推移しました。

スポーツ用品業界につきましては、健康志向によるスポーツへの関心の高まりが見られ、概ね堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループはランニング事業を一層強化・拡大するために、最上級モデルである「GEL-KINSEI」をはじめとする高機能ランニングシューズの世界市場投入や女性向けアイテムの拡充を図りました。また、ランニングをコアとした新しいライフスタイルを提案する直営店「アシックスストア東京」を東京銀座にオープンし、お客様に新たな価値を提供する機会を創出しました。

マーケティング活動の一環としては、「ニューヨークシティマラソン」、「東京マラソン2007」、「ゴールドコーストマラソン」、「ハンブルグマラソン」等世界の主要マラソンのオフィシャルスポンサーとして、参加ランナーへの情報・サービスの提供、チャリティーなども含め、アシックスブランドの認知度向上を図りました。

オニツカタイガーやスポーツライフスタイル事業につきましては、欧州、日本における積極的な直営店展開を行うとともに、アパレルの充実に努めました。

日本におきましては、子供特有の足の動きや骨格などの研究に基づく商品アイテムを取り揃えるとともに、子供用シューズからウエアまでを取り扱う初めての直営店「アシックス・キッズキューブ」をオープンするなど、売上拡大に努めました。

当連結会計年度における売上高は1,945億1千5百万円と前年同期間比13.7%の増収でした。このうち国内は、ウォーキングシューズなどが好調でしたがスポーツ用具類が低調でしたので794億7千2百万円と前年同期間比0.7%の増収、海外は欧米を中心にランニングシューズおよびスポーツスタイルシューズが引き続き好調に推移しましたので1,150億4千3百万円と前年同期間比24.9%の増収となりました。損益につきましては、主として売上高の増加と売上原価率の改善により、営業利益は202億4千8百万円と前年同期間比23.1%の増益、経常利益は為替差益の影響などにより221億9千8百万円と前年同期間比28.1%の増益となりました。当期純利益につきましては、特別利益として大阪支社の移転による土地の売却益を計上しましたが、税金負担率の増加などにより138億7千8百万円と前年同期間比0.5%の増益でした。

製品および商品分類別の状況

〔スポーツシューズ類〕

海外でランニングシューズおよびスポーツスタイルシューズが引き続き好調に推移したことに加え、国内でウォーキングシューズが好調であったため、売上高は1,352億4千8百万円（前年同期間比20.0%増）となりました。

〔スポーツウエア類〕

アスレチックウエアが堅調に推移したことにより、売上高は426億7千2百万円（前年同期間比3.6%増）となりました。

〔スポーツ用具類〕

国内でベースボール用具などが低調であったため、売上高は165億9千5百万円（前年同期間比2.9%減）となりました。

分類別売上高

分 類		売 上 高	増 減 率	構 成 比
スポーツシューズ類	国 内	33,099 百万円	2.4 %	17.0 %
	海 外	102,149	27.0	52.5
	計	135,248	20.0	69.5
スポーツウエア類	国 内	31,673	1.0	16.3
	海 外	10,999	11.7	※5.6
	計	42,672	3.6	21.9
スポーツ用具類	国 内	14,700	△ 3.8	7.6
	海 外	1,895	4.4	1.0
	計	16,595	△ 2.9	8.6
合 計	国 内	79,472	0.7	40.9
	海 外	115,043	24.9	59.1
	計	194,515	13.7	100

(注) 構成比は、合計比率を100%に合わせるため小数点第1位を調整して記載しているもの（※印）があります。

所在地別セグメントの状況

〔日本〕

日本におきましては、スポーツシューズ類およびスポーツウェア類は堅調に推移しましたが、スポーツ用具類が低調であったため、売上高は876億3千1百万円（前年同期間比1.6%増）となりました。

〔米国〕

米国におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は431億8千3百万円（前年同期間比34.2%増）となりました。

〔欧州〕

欧州におきましては、ランニングシューズやスポーツスタイルシューズが好調に推移したことにより、売上高は615億2千6百万円（前年同期間比19.4%増）となりました。

〔その他の地域〕

その他の地域におきましては、オーストラリアでランニングシューズが好調に推移したことに加え、中国および台湾で販売を開始したことにより、売上高は91億6千7百万円（前年同期間比38.2%増）となりました。

所在地別セグメント売上高

	日 本 (百万円)	米 国 (百万円)	欧 州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
外部顧客に対する 売上高	81,439	43,179	61,526	8,370	194,515	—	194,515
セグメント間の内部 売上高または振替高	6,191	3	—	797	6,992	(6,992)	—
計	87,631	43,183	61,526	9,167	201,508	(6,992)	194,515
増 減 率	1.6%	34.2%	19.4%	38.2%	—	—	13.7%

(注) 国または地域の区分の方法および各区分に属する国または地域

① 国または地域の区分の方法………地理的近接度によっております。

② 各区分に属する国または地域……欧州：オランダ、イタリア、ドイツ、フランス等

その他の地域：オーストラリア、中国、台湾

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は44億1千2百万円（前年同期間比48.3%増）となりました。このうち主なものは、当社グループ全体での経営効率の向上を図るための基幹システムの再構築費用、関西支社の建物及び構築物の建設代金、スポーツシューズ等の金型の購入代金等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年度までに連結売上高3,000億円を目指すという全社戦略「アシックス・チャレンジ・プラン」を遂行しております。

この目標の達成を目指し、二大基幹ブランドである「アシックス」と「オニツカタイガー」のブランド価値をさらに向上させ、世界市場での事業拡大を図ります。

そのために、スポーツ工学研究所を中心に他社と差別化できる高機能、高品質の製品・サービスを継続的に開発していきます。また、アパレル事業を強化し、世界市場での事業拡大を目指します。

販売面におきましては、中国、台湾、香港を含めた中華圏、ブラジル、東欧での販売拡大を図るとともに、顧客視点に基づく営業活動や商品開発を行うため、直営店やインショップを引き続き積極的に展開していきます。

組織機構につきましては、マーケティング機能を一層強化し、また、販売効率と在庫の削減を目指し、再構築した経営情報システムを円滑に運用するなど、引き続き当社グループ全体の業務改革を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第50期	第51期	第52期	第53期
	(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	(平成16年4月1日～平成17年3月31日)	(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	(当連結会計年度) (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
売 上 高 (百万円)	140,497	146,678	171,036	194,515
営 業 利 益 (百万円)	7,409	9,895	16,444	20,248
経 常 利 益 (百万円)	7,821	10,963	17,335	22,198
当 期 純 利 益 (百万円)	4,622	7,006	13,806	13,878
1株当たり当期純利益	21 ^円 80 ^銭	34 ^円 39 ^銭	69 ^円 02 ^銭	69 ^円 72 ^銭
総 資 産 (百万円)	118,338	122,587	140,614	154,959
純 資 産 (百万円)	54,439	58,450	74,899	93,165
1株当たり純資産	261 ^円 82 ^銭	293 ^円 17 ^銭	375 ^円 79 ^銭	450 ^円 78 ^銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出しております。

2. 第51期より、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 第53期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社グループは、当社、子会社28社および関連会社6社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類など専らスポーツ用品の製造販売を主な事業内容としております。

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
1	アシックス北海道販売株式会社	99.8百万円	100%	スポーツ用品等の販売（卸売）
2	アシックス東北販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
3	アシックス九州販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
4	アシックススポーツ販売株式会社	79百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
5	アシックス中部販売株式会社	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
6	株式会社アシックススポーツピーニング	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（小売）
7	アシックスアメリカコーポレーション	88,000千米ドル	100	スポーツ用品等の販売
8	アシックスヨーロッパB.V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社等の統括
9	アシックスドイチュラントGmbH	15,594千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
10	アシックスフランスS.A.S	6,006千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
11	アシックスイタリアS.p.A.	5,200千ユーロ	※51	スポーツ用品等の販売
12	アシックスオセアニアPTY.LTD.	2,000 ^{オーストラリア} 千ドル	100	スポーツ用品等の販売
13	愛世克私（上海）商貿有限公司	4,500千米ドル	※100	スポーツ用品等の販売
14	台灣亞瑟士股份有限公司	100,000千台湾ドル	※100	スポーツ用品等の販売
15	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
16	アシックスアパレル工業株式会社	94百万円	100	スポーツウエア等の製造
17	江蘇愛世克私有限公司	9,000千米ドル	※87.1	スポーツウエア等の製造
18	アシックス物流株式会社	300百万円	80	スポーツ用品等の商品管理および配送業務ならびに自動車運送取扱

(注) 1. ※印の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。

2. 株式会社アシックススポーツピーニングは、平成18年4月1日付で、アシックス歩人館株式会社が存続会社となり株式会社アシックススポーツピーニング（消滅会社）と合併して商号変更したものであります。

3. 台灣亞瑟士股份有限公司は、平成19年2月7日付で、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司が商号変更したものであります。

③ その他

当社は、ローリングス社（米国）と、日本における「ローリングス」ブランドのベースボールウエア、ベースボール用具等のライセンス契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造および販売

スポーツシューズ類	ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、スポーツスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等
スポーツウエア類	トレーニングウエア、アスレチックウエア、スクールスポーツウエア、ベースボールウエア、スイムウエア、スポーツスタイルウエア、アウトドアウエア、スキーウエア、スノーボードウエア等
スポーツ用具類	ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、テーピング、サポーター、栄養補助食品、陸上競技用機器等

(8) 主要な営業所および工場

主要な営業所

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
関東支社	東京都墨田区
関西支社	兵庫県尼崎市
北関東営業所	埼玉県さいたま市
広島営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市
広州事務所	中国
台湾駐在員事務所	台湾

- (注) 1. 支社はいずれも支店として登記しております。
2. 平成19年3月5日付で、大阪支社（大阪府吹田市）を移転し関西支社に改称するとともに、同日付で東京支社を関東支社に改称いたしました。

主要な子会社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
アシックス北海道販売株式会社	北海道札幌市
アシックス東北販売株式会社	宮城県仙台市
アシックス九州販売株式会社	福岡県福岡市
アシックススポーツ販売株式会社	東京都墨田区
アシックス中部販売株式会社	愛知県名古屋市
株式会社アシックススポーツビーイング	兵庫県神戸市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスヨーロッパB.V.	オランダ
アシックスドイツランテント GmbH	ドイツ
アシックスフランスS.A.S	フランス
アシックスイタリアS.p.A.	イタリア
アシックスオセアニアPTY.LTD.	オーストラリア
愛世克私（上海）商貿有限公司	中国
台灣亞瑟士股份有限公司	台湾
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	宮崎県都城市
江蘇愛世克私有限公司	中国
アシックス物流株式会社	兵庫県西宮市

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
スポーツシューズ類	1,712名 [551名]	270名増 [132名増]
スポーツウェア類	1,698名 [331名]	124名増 [20名増]
スポーツ用具類	310名 [66名]	14名減 [12名減]
共 通 部 門	510名 [114名]	14名増 [12名増]
合 計	4,230名 [1,062名]	394名増 [152名増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	3,403 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,206
Union Bank of California, N.A.	1,631

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 790,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 199,962,991株 (うち自己株式 952,276株)
 (3) 株主数 14,274名 (前期末比 2,877名減)
 (4) 大株主

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,174 千株	6.6 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,850	5.5
株式会社 三菱東京UFJ銀行	7,858	3.9
日本生命保険相互会社	6,310	3.2
ビービーエイチ フォー バリアブル インシュランス プロダクツ エフデイースリー エムアイデュー キャッツアップ ポート	5,718	2.9
株式会社 三井住友銀行	5,607	2.8
株式会社 みずほコーポレート銀行	5,558	2.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,160	2.6
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	4,353	2.2
株式会社 みなと銀行	4,208	2.1

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は11,872千株であります。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は9,964千株であります。
 3. 大量保有報告書の変更報告書により、フィデリティ投信株式会社は平成19年4月17日現在(報告日:平成19年4月20日)、また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは平成18年10月31日現在(報告日:平成18年11月15日)、以下の株式を所有している旨の報告を受けております。
 なお、大量保有報告書の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
フィデリティ投信株式会社	29,939 千株	14.97 %

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社 三菱東京UFJ銀行	7,858 千株	3.93 %
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,985	1.49
三菱UFJ証券株式会社	76	0.04
三菱UFJ投信株式会社	258	0.13

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
鬼塚喜八郎	取締役会長	山陰アシックス工業株式会社代表取締役 財団法人日本バスケットボール協会会長
和田 清美	代表取締役社長	
爲定 涼次	専務取締役・管理統括部長兼研究部門担当	
岡田 充弘	専務取締役・フットウェア事業部長	山陰アシックス工業株式会社代表取締役 アシックス物流株式会社代表取締役
清水裕一郎	常務取締役・国内営業・ベースボール部門・お客様相談室担当	
尾山 基	常務取締役・海外担当兼マーケティング統括部長	アシックスヨーロッパB.V.代表取締役 愛世克私(上海)商貿有限公司代表取締役 台灣亞瑟士股份有限公司代表取締役
織田 信雄	取締役・スポーツアパレル事業部長	アシックスアパレル工業株式会社代表取締役 江蘇愛世克私有限公司代表取締役
千原 芳雄	取締役・東日本販売部門担当兼関東支社長兼ナショナルチェーン営業統括部担当	
池崎 俊郎	取締役・西日本販売部門担当兼関西支社長	株式会社アシックススポーツピーニング代表取締役
河合 茂之	取締役・管理統括部経理部長	
森井 潔	常勤監査役	
岩崎 隆	常勤監査役	
米田 准三	監査役	
高橋 靖夫	監査役	弁護士

- (注) 1. 専務取締役 爲定涼次氏は、平成19年4月1日付で、代表取締役に就任いたしました。
2. 監査役 岩崎隆、米田准三、高橋靖夫の3氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	10名	251百万円	
監査役	4名	46百万円	うち、社外監査役3名 29百万円
合計	14名	298百万円	

- (注) 平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、同総会の退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、同総会后引き続き在任する取締役9名に対し383百万円、監査役4名に対し36百万円を退職時に支払う予定であります。
なお、当該支払予定額は、当事業年度発生額として、取締役5百万円、監査役90万円を含んでおり、同発生額は上記支給額に含めております。
また、当事業年度においては、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(1名)に対し、同総会の決議に基づき退職慰労金45百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当事項はありません。

② 監査役

他の株式会社の社外役員の兼任状況

岩崎 隆	山陰アシックス工業株式会社社外監査役 アシックス物流株式会社社外監査役
------	--

当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
岩崎 隆	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、必要に応じ議案審議等に関し意見を述べております。
米田 准三	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、必要に応じ議案審議等に関し意見を述べております。
高橋 靖夫	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	31百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンス業務（合意された手続）」および「財務報告に係る内部統制助言業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.ほか7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの内部統制システム構築の基本方針については以下のように定めております。

① 企業活動の基本方針

当社グループは、目指すべき姿を「スポーツ・健康・快適ライフを創造する世界ナンバーワン企業」と定め、創業哲学である「健全な身体に健全な精神があれかしー”Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、以下を「アシックスの理念」として事業運営を行う。

- ・すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、役員および使用人一人ひとりの《行動規範》として位置づけるとともに、同規範を具体化した自主行動基準を制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

《行動規範》

- ・あらゆる企業活動において、法令や国際ルールとそれらの精神およびこの規範を始めとする社内規程を遵守し、グループとしての企業活動が正しく営まれ、社会倫理に適合したものとなるよう努める。
- ・あらゆる企業活動において、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、性別、年齢または障害の有無などの理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為は行わない。
- ・情報の適切な開示に努め、当社と利害関係をもつすべての者との間で公平、公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行う。
- ・会社の正当な利益に反する行為または会社の信用、名誉を毀損するような行為は一切行わない。
- ・豊かな自然と共存し、地球環境や天然資源を守るため、環境と安全に配慮した企業活動を行う。

行動規範および自主行動基準の徹底を図るため、コンプライアンス担当部署を置き、同部署がコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐するとともに、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査役と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。

また、当社グループを対象としたコンプライアンス相談窓口を置き、役員および使用人が行動規範や自主行動基準を逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の連絡・相談を直接、専用メール、電話、手紙で受け付け、事態の迅速な把握および是正を行う。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行わないこととする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および各業務担当取締役に業務執行を行わせる。

代表取締役および各業務担当取締役は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門の具体的目標を設定し、月次、半期毎の業績管理を行う。

「取締役会」は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年とする。

取締役会決議事項その他経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、役付取締役全員、社長が指定した取締役および常勤監査役ならびに必要な応じ各部門責任者を出席者とする「常務会」を毎月2回定例的に開催する。

当社グループの全社経営戦略に係わる重要な業務執行に関する事項の検討・決定と業務執行状況の報告を行うため、当社取締役、各事業部責任者、各統括部責任者、各支社責任者、各販売子会社役付取締役を出席者とする「経営執行会議」を四半期に1回開催するとともに、販売政策の検討と意思決定を行うため、取締役および各部門責任者ならびに各販売部門責任者を出席者とする「支社長会」を四半期に1回開催する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会により制定した危機管理規程により、社長を委員長とする危機管理委員会を置き、当社グループの役員および使用人が危機項目を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で、危機管理委員長へ報告を行うとともに、取締役会へ報告する。

危機が発生した場合、危機管理規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機管理委員長が危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は危機対策方針等の決定および対外交渉等を統括し、対策・改善策等を実施する。

危機管理委員会は、危険の定期的な洗出し、予知・予防、教育等の立案・実施および危機管理・危機対策の評価等を行い、危機管理委員会事務局は、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、内部監査部門は定期的にリスク管理状況を監査する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、取締役の業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役および監査役は、常時これらの文書を読覧できる。また、情報管理については、情報セキュリティガイドラインなど情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、取締役会ほか決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役または担当部門責任者がグループ各社の取締役または監査役に就任することとする。グループ各社の社長は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。

国内グループ会社については、情報の共有化、指示伝達事項の徹底、業務執行の報告等を行うため、当社取締役、常勤監査役、各事業部責任者、各統括部責任者、各支社責任者、国内グループ会社の役付取締役の出席による「拡大経営執行会議」を四半期に1回開催する。

海外グループ会社については、各社の経営計画の承認、決算の報告、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、当社取締役、常勤監査役、海外グループ会社の役付取締役の出席による「グローバル経営執行会議」を半期に1回と決算時に1回開催する。

内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会・常務会などの重要会議への出席および経営者との情報交換ならびに稟議書・報告書等の読覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。また、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役または取締役会から報告を受けることとする。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・コンプライアンス相談窓口に通報された事実等

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い塚塚商会として創業以来、ローマ風刺作家ユベナリスが残した名句「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、スポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス(ASICS)へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、現在、子会社28社および関連会社6社で、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類など専らスポーツ用品を、国内および海外で製造販売しており、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや欧米を中心とした海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、「スポーツ・健康・快適ライフを創造する世界ナンバーワン企業」を目指すべき姿と定め、2010年度までの5か年計画「アシックス・チャレンジ・プラン」を発表し、スポーツを核としたアスレチックスポーツ・スポーツライフスタイル・健康快適、それぞれの事業領域で、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていくなかで、変えてはならない当社の技術力とものづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年3月16日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決議しました。本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を株主の皆様様に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。
- (ii) 当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿い、大規模買付者が事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供し、当社の取締役会評価期間経過後にのみ当該買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置をとる場合がある旨明記し、また、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、大規模買付者に対して対抗措置を発動することが相当であると判断したときは、当社株主の利益を守るため対抗措置を講じることがある旨を明記したものであります。

また、本対応方針は、当社株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、大規模買付者に対し必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会の意見の公表、代替案の提示等と併せ、当社株主が大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとするものであり、当該大規模買付行為が上記の趣旨を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものと考えております。

さらに、本対応方針は、大規模買付行為に関して当社取締役会が意見を形成するうえで独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討し、対抗措置を発動する場合も、外部専門家等および監査役の意見を参考に評価・検討したうえで独立委員会の勧告を最大限尊重することを明記しております。また、本対応方針は、当社株主総会において株主の皆様の承認を得ることを存続の条件としております。これらの措置により、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、当社の当期純利益の概ね3分の1程度を配当原資とすることを基本方針として考えております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
・流動資産	109,942	・流動負債	48,886
1.現金及び預金	10,933	1.支払手形及び買掛金	20,388
2.受取手形及び売掛金	55,236	2.短期借入金	6,852
3.有価証券	1,197	3.1年以内に償還の社債	3,200
4.たな卸資産	35,795	4.未払法人税等	5,662
5.繰延税金資産	3,172	5.未払消費税等	154
6.その他	6,346	6.返品調整引当金	893
7.貸倒引当金	2,738	7.賞与引当金	1,264
		8.その他	10,471
・固定資産	45,017	・固定負債	12,907
1.有形固定資産	17,278	1.長期借入金	4,173
(1)建物及び構築物	8,251	2.繰延税金負債	764
(2)機械装置及び運搬具	1,685	3.退職給付引当金	6,619
(3)工具、器具及び備品	1,516	4.役員退職慰労引当金	511
(4)土地	5,825	5.その他	838
2.無形固定資産	2,631		
3.投資その他の資産	25,106	負債合計	61,793
(1)投資有価証券	16,332	(純資産の部)	
(2)長期貸付金	829	・株主資本	84,062
(3)繰延税金資産	435	1.資本金	23,972
(4)その他	8,056	2.資本剰余金	17,182
(5)貸倒引当金	547	3.利益剰余金	43,458
		4.自己株式	550
		・評価・換算差額等	5,648
		1.その他有価証券評価差額金	3,691
		2.繰延ヘッジ損益	184
		3.土地再評価差額金	747
		4.為替換算調整勘定	2,519
		・少数株主持分	3,455
		純資産合計	93,165
資産合計	154,959	負債及び純資産合計	154,959

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		194,515
売 上 原 価		109,972
返品調整引当金戻入額		812
返品調整引当金繰入額		890
売 上 総 利 益		84,464
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		64,216
営 業 利 益		20,248
営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	699	
2.受 取 配 当 金	308	
3.持 分 法 に よ る 投 資 利 益	332	
4.為 替 差 益	818	
5.そ の 他	984	3,143
営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	474	
2.そ の 他	718	1,193
経 常 利 益		22,198
特 別 利 益		
1.固 定 資 産 売 却 益	1,716	
2.投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
3.貸 倒 引 当 金 戻 入 額	150	1,867
特 別 損 失		
1.固 定 資 産 売 却 損	1	
2.固 定 資 産 除 却 損	54	
3.投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	67
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		23,998
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,272	
法 人 税 等 調 整 額	81	9,354
少 数 株 主 利 益		766
当 期 純 利 益		13,878

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	23,972	17,182	30,703	353	71,504
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,194		1,194
役員賞与			53		53
新規連結による増加			125		125
当期純利益			13,878		13,878
自己株式の取得				197	197
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額					
当連結会計年度中の変動額合計			12,754	197	12,557
平成19年3月31日残高	23,972	17,182	43,458	550	84,062

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	4,272		747	130	3,394	2,835	77,734
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							1,194
役員賞与							53
新規連結による増加							125
当期純利益							13,878
自己株式の取得							197
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額	580	184		2,649	2,253	619	2,873
当連結会計年度中の変動額合計	580	184		2,649	2,253	619	15,431
平成19年3月31日残高	3,691	184	747	2,519	5,648	3,455	93,165

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 28社
- ・主要な連結子会社の名称

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数および主要な会社等の名称

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・会社等の名称

アシックス商事株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称
ヒューラックスコーポレーション
- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

アシックスタイガー・ド・ブラジル・リミターダにつきましては重要性が増加したため、また、アシックスビジネスアテンダント株式会社につきましては当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

なお、アシックス歩人館株式会社および株式会社アシックススポーツビーイングは、平成18年4月1日付けで、アシックス歩人館株式会社を存続会社として合併し、商号を株式会社アシックススポーツビーイングに変更いたしました。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパ B.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD. 他11社）の決算日は12月31日であり、国内連結子会社はすべて3月31日で当社と同一であります。

また、在外連結子会社につきましては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として先入先出法による原価法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては定額法
在外連結子会社は、定額法

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することとしております。

(ロ) 返品調整引当金

製品及び商品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

なお、一部の連結子会社は計上しておりません。

(ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務につきましては、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用の減額処理をしております。

また、数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

当社につきましては、役員の退職慰労金支給に備えるため、取締役退職慰労金支給規程および監査役退職慰労金支給基準に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月23日の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。本制度の廃止に伴い取締役および監査役に対し、同総会終結時までの在任期間に相当する退職慰労金を各取締役および監査役の退任時に支給する旨の決議をしております。

従って、当該決議以降、当社の取締役および監査役に係る役員退職慰労引当金はあらたに発生しておらず、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在職している役員に対する支給予定額であります。

その他連結子会社につきましては、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないものおよびキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。

(ハ) ヘッジ方針

当社は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引および金利オプション取引を行うものとしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引におきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

為替予約におきましては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法につきましては、全面時価評価法によっております。

7. 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

8. 会計処理の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計審議会平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は30百万円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は89,526百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,394百万円

2. 期末日満期手形

当連結会計年度末日の満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 670百万円

支払手形 328百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計 年度末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	199,962,991			199,962,991

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計 年度末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	809,299	142,977		952,276

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,194	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,592	8.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 450円78銭
- 1株当たり当期純利益 69円72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
・流動資産	50,405	・流動負債	26,471
1.現金及び預金	4,432	1.支払手形	927
2.受取手形	4,308	2.買掛金	7,591
3.売掛金	23,087	3.短期借入金	600
4.有価証券	698	4.1年以内に返済の長期借入金	951
5.製品及び商品	10,127	5.1年以内に償還の社債	3,200
6.原材料	140	6.未払金	3,820
7.仕掛品	5	7.未払費用	3,250
8.貯蔵品	10	8.未払法人税等	2,900
9.前渡金	77	9.預り金	1,772
10.前払費用	225	10.返品調整引当金	561
11.繰延税金資産	1,508	11.賞与引当金	822
12.関係会社短期貸付金	6,936	12.設備関係支払手形	68
13.未収入金	1,218	13.その他	5
14.その他	248		
15.貸倒引当金	2,622		
・固定資産	44,485	・固定負債	9,579
1.有形固定資産	12,285	1.長期借入金	3,220
(1)建物	5,980	2.繰延税金負債	508
(2)構築物	140	3.退職給付引当金	5,317
(3)機械及び装置	256	4.役員退職慰労引当金	420
(4)工具、器具及び備品	439	5.投資損失引当金	54
(5)土地	5,468	6.その他	58
2.無形固定資産	1,716	負債合計	36,051
(1)借地権	25	(純資産の部)	
(2)商標	4	・株主資本	55,234
(3)ソフトウェア	1,686	1.資本金	23,972
(4)その他	0	2.資本剰余金	17,182
3.投資その他の資産	30,483	(1)資本準備金	6,000
(1)投資有価証券	10,847	(2)その他資本剰余金	11,182
(2)関係会社株式	8,684	3.利益剰余金	14,630
(3)出資金	31	(1)その他利益剰余金	14,630
(4)関係会社出資金	4,017	別途積立金	5,000
(5)長期貸付金	250	圧縮積立金	807
(6)従業員長期貸付金	320	繰越利益剰余金	8,823
(7)関係会社長期貸付金	49	4.自己株式	550
(8)破産債権等	174		
(9)長期前払費用	169	・評価・換算差額等	3,605
(10)長期性預金	4,100	1.其他有価証券評価差額金	3,554
(11)保証金	805	2.繰延ヘッジ損益	50
(12)その他	1,492		
(13)貸倒引当金	459		
資産合計	94,891	純資産合計	58,839
		負債・純資産合計	94,891

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		72,211
売 上 原 価		43,319
返品調整引当金戻入額		576
返品調整引当金繰入額		561
売 上 総 利 益		28,907
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,585
営 業 利 益		4,321
営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	129	
2.受 取 配 当 金	2,272	
3.受 取 賃 貸 料	120	
4.為 替 差 益	898	
5.そ の 他	328	3,750
営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	87	
2.社 債 利 息	63	
3.そ の 他	62	213
経 常 利 益		7,858
特 別 利 益		
1.固 定 資 産 売 却 益	1,715	
2.投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
3.貸 倒 引 当 金 戻 入 額	122	
4.投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	114	1,953
特 別 損 失		
1.固 定 資 産 除 却 損	29	
2.投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	40
税 引 前 当 期 純 利 益		9,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,274	
法 人 税 等 調 整 額	86	3,360
当 期 純 利 益		6,411

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高	23,972	6,000	11,182	17,182	2,000		7,463	9,463	353	50,264
当事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					3,000		3,000			
圧縮積立金の積立						807	807			
剰余金の配当							1,194	1,194		1,194
役員賞与							49	49		49
当期純利益							6,411	6,411		6,411
自己株式の取得									197	197
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額										
当事業年度中の変動額合計					3,000	807	1,359	5,166	197	4,969
平成19年3月31日残高	23,972	6,000	11,182	17,182	5,000	807	8,823	14,630	550	55,234

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,088		4,088	54,353
当事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				
圧縮積立金の積立				
剰余金の配当				1,194
役員賞与				49
当期純利益				6,411
自己株式の取得				197
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額	533	50	483	483
当事業年度中の変動額合計	533	50	483	4,486
平成19年3月31日残高	3,554	50	3,605	58,839

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

株式移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品及び商品、原材料、仕掛品、貯蔵品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては定額法

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

製品及び商品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務につきましては、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用の減額処理をしております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、取締役退職慰労金支給規程および監査役退職慰労金支給基準に基づく要支給額を計上していましたが、平成18年6月23日の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。本制度の廃止に伴い取締役および監査役に対し、同総会終結時までの在任期間に相当する退職慰労金を各取締役および監査役の退任時に支給する旨の決議をしております。

従って、当該決議以降、当社の取締役および監査役に係る役員退職慰労引当金はあらたに発生してならず、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在籍している役員に対する支給予定額であります。

(6) 投資損失引当金

関係会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して必要額を計上しております。

4. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引）
ヘッジ対象
相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないものおよびキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。
- (3) ヘッジ方針
当社は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引を行うものとしております。
また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引および金利オプション取引を行うものとしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引におきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。
為替予約におきましては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
7. 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。
8. 会計方針の変更
- (1) 役員賞与に関する会計基準
当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計審議会平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。
この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は23百万円減少しております。
- (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は58,788百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,854百万円

2. 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務および仕入先への仕入債務に対し、保証を行っております。

金融機関からの借入債務に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション	5,750百万円
愛世克私(上海)商貿有限公司	412百万円
合 計	6,163百万円

仕入先への仕入債務に対する債務保証

アシックスアパレル工業株式会社	716百万円
株式会社アシックスユービッククリエイション	480百万円
合 計	1,197百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	13,377百万円
短期金銭債務	8,099百万円

4. 期末日満期手形

当事業年度末日の満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受 取 手 形	95百万円
支 払 手 形	25百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売 上 高	32,181百万円
仕 入 高	20,543百万円
その他の営業取引高	2,661百万円
営業取引以外の取引高	2,446百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	809,299	142,977		952,276

(注) 普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損失	2,327百万円
関係会社出資金評価損失	1,944百万円
貸倒引当金	1,187百万円
退職給付引当金	1,999百万円
その他	2,194百万円
繰延税金資産小計	9,652百万円
評価性引当額	5,998百万円
繰延税金資産合計	3,653百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,070百万円
その他	583百万円
繰延税金負債合計	2,654百万円
差引：繰延税金資産純額	999百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 繰延税金資産	1,508百万円
固定負債 繰延税金負債	508百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7%
外国税額控除額	5.4%
評価性引当額の増減	0.8%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び運搬具	33	19	14
工具器具及び備品	1,002	244	758
無形固定資産	448	223	224
合計	1,484	486	997

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	363百万円
1年超	633百万円
合計	997百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	385百万円
減価償却費相当額	385百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アシックスアパレル工業株式会社	所有 直接100.0%	スポーツウエア類の製造委託	スポーツウエア類の製品仕入	15,576	買掛金	1,955

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	高橋 靖夫	被所有 0.0%	当社監査役 弁護士	弁護士報酬	2		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	295円66銭
2. 1株当たり当期純利益	32円20銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 16 日

株式会社 アシックス
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 重松孝司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部修二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小西幹男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 10 日

株式会社 アシックス
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 重 松 孝 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 阿 部 修 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 西 幹 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月17日

株式会社アシックス 監査役会

常勤監査役	森井 潔	Ⓢ
常勤社外監査役	岩崎 隆	Ⓢ
社外監査役	米田 准三	Ⓢ
社外監査役	高橋 靖夫	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、当社の当期純利益の概ね3分の1程度を配当原資とすることを基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、1株につき普通配当6円とし、合併30周年記念配当2円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金8円 配当総額 1,592,085,720円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	鬼塚喜八郎 (大正7年5月29日)	昭和24年3月 鬼塚商会創業 昭和24年9月 鬼塚株式会社(のちにオニツカ株式会社と合併)設立、代表取締役社長 オニツカ株式会社は、昭和52年7月株式会社ジティエオおよびジェレンク株式会社と合併して株式会社アシックスに商号変更 平成4年4月 当社代表取締役会長 平成7年4月 当社取締役会長、現在に至る 他の法人等の代表状況 山陰アシックス工業株式会社代表取締役 財団法人日本バスケットボール協会会長	1,141,679株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
2	和田清美 (昭和17年12月1日)	昭和36年3月 オニツカ株式会社(現株式会社アシックス)入社 平成5年4月 当社取締役・大阪支社長兼アスレチック販売統括部長 平成13年4月 当社代表取締役社長、現在に至る	62,782株
3	爲定涼次 (昭和20年1月8日)	昭和42年2月 株式会社ジィティ(のちに株式会社ジィティオに商号変更、現株式会社アシックス)入社 平成13年6月 当社取締役・管理統括本部副本部長兼経理部長 平成16年4月 当社常務取締役・管理統括部長 平成18年7月 当社専務取締役・管理統括部長兼研究部門担当 平成19年4月 当社代表取締役専務取締役・管理統括部長兼研究部門担当、現在に至る	38,531株
4	岡田充弘 (昭和19年2月19日)	昭和37年3月 株式会社寺西源三商店(のちに株式会社ジィティオに商号変更、現株式会社アシックス)入社 平成13年6月 当社取締役・フットウエア営業本部長兼アスレチックシューズ事業統括部長 平成16年4月 当社常務取締役・フットウエア事業部長 平成18年7月 当社専務取締役・フットウエア事業部長、現在に至る 他の法人等の代表状況 山陰アシックス工業株式会社代表取締役 アシックス物流株式会社代表取締役	81,373株
5	清水裕一郎 (昭和20年8月4日)	昭和43年4月 オニツカ株式会社(現株式会社アシックス)入社 平成13年6月 当社取締役・大阪支社長 平成17年6月 当社常務取締役・国内営業・ベースボール部門担当 平成18年4月 当社常務取締役・国内営業・ベースボール部門・お客様相談室担当、現在に至る	26,351株
6	尾山基 (昭和26年2月2日)	昭和57年1月 当社入社 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括部長 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング統括部長、現在に至る 他の法人等の代表状況 アシックスヨーロッパB.V.代表取締役 愛世克私(上海)商贸有限公司代表取締役 台湾亞瑟士股份有限公司代表取締役	18,546株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	織田 信雄 (昭和23年5月25日)	昭和42年3月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成13年6月 当社取締役・スポーツ営業本部長兼スポーツウエア事業統括部長 平成14年4月 当社取締役・スポーツアパレル事業部長、現在に至る 他の法人等の代表状況 アシックスアパレル工業株式会社代表取締役 江蘇愛世克私有限公司代表取締役	19,471株
8	千原 芳雄 (昭和23年5月17日)	昭和46年4月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成13年6月 当社取締役・レジャースポーツ営業本部長 平成16年10月 当社取締役・東日本販売部門担当兼東京支社長（現関東支社長）兼ナショナルチェーン営業統括部担当、現在に至る	37,000株
9	池崎 俊郎 (昭和24年1月11日)	昭和46年4月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成16年6月 当社取締役・アシックス中部販売株式会社代表取締役社長 平成16年10月 当社取締役・西日本販売部門担当兼大阪支社長（現関西支社長）、現在に至る 他の法人等の代表状況 株式会社アシックススポーツピーニング代表取締役	22,686株
10	河合 茂之 (昭和27年1月5日)	昭和49年4月 ジェレンク株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成18年6月 当社取締役・管理統括部経理部長、現在に至る	8,000株

- (注) 1. 取締役候補者 鬼塚喜八郎氏は、財団法人日本バスケットボール協会の会長を兼務しており、当社は同法人とオフィシャルサプライヤー契約を締結しております。
2. 取締役候補者 岡田充弘氏は、当社が80.0%出資しているアシックス物流株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社と当社のスポーツ用品等の商品管理および配送業務の委託等の取引関係があります。

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成19年3月16日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決定し、その旨を公表いたしました。なお、本対応方針は、同日より発効しております。

本対応方針を決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、監査役全員が、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本議案は、本対応方針の重要性に鑑み、株主の皆様意思を反映させるため、本対応方針についてご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、以下のとおりであります。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 大規模買付ルールの必要性

(1) 当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 当社の状況

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、ローマ風刺作家ユベナリスが残した名句「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、スポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、現在、子会社28社および関連会社6社で、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類など専らスポーツ用品を、国内および海外で製造販売しており、長年トップアスリートのニーズに応えてきた技術力とものづくりへのこだわりや欧米を中心とした海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、「スポーツ・健康・快適ライフを創造する世界ナンバーワン企業」を目指すべき姿と定め、2010年度までの5か年計画「アシックス・チャレンジ・プラン」を発表し、スポーツを核としたそれぞれの事業領域で、次のとおり事業の拡大・強化に取り組んでおります。

アスレチックスポーツ事業領域

ランニングシューズを中心とした事業の拡充・強化とアパレル事業のグローバルレベルでの拡大

スポーツスタイル事業領域

顧客志向の変化に迅速に対応できる企画・開発体制の確立による「アシックス」・「オニツカタイガー」ブランドでの事業の拡大

健康快適事業領域

店頭での販売促進活動の強化、直営店の出店強化による、ウォーキングシューズ、子供用シューズ事業の拡大

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とものづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(3) 情報開示の必要性

以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆様にとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様にと短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料となると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記2.のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、大規模買付者は、の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等。

当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として必要であると考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（後記3.(3)）に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくととどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

次の()から()までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- () 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- () 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- () 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- () 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合

買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙 1 に記載のとおりです。

(3) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注 4）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の見解も参考にしながら決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注 4：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑制するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙 2 のとおりです。

独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計 3 名以上の独立委員で構成されます。なお、本対応方針の導入時の独立委員会委員の氏名および略歴は、別紙 3 のとおりです。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守されているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は別紙1に記載のとおりです。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日まで、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（ただし、証券保管振替機構預託株式については、上記手続きは必要ありません）。

なお、新株予約権の基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成19年6月22日開催予定の定時株主総会終結の時までとしておりますが、当該定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで1年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および証券取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。本対応方針の本質的な変更および廃止については、株主総会において承認を得て行うものとし、本対応方針は、その有効期間中であっても、当社取締役会により本対応方針を修正（本質的な変更を除きます。以下同じ。）する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で修正されるものとし、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中に本対応方針を修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、本対応方針を修正することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記7の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。当初の構成員は、米田准三氏、堀龍兒氏、森本民雄氏の3名とし、その任期は平成19年3月16日から平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。ただし、平成19年6月22日開催予定の定時株主総会において本対応方針の継続が承認されなかった場合は、その株主総会終結の時までとする。

構成員の任期は、当初の構成員を除き、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案の検討

本新株予約権の発行(無償割当てを含む)または不発行

大規模買付ルールの維持・見直し・廃止

対抗措置の発動の要否および内容

その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

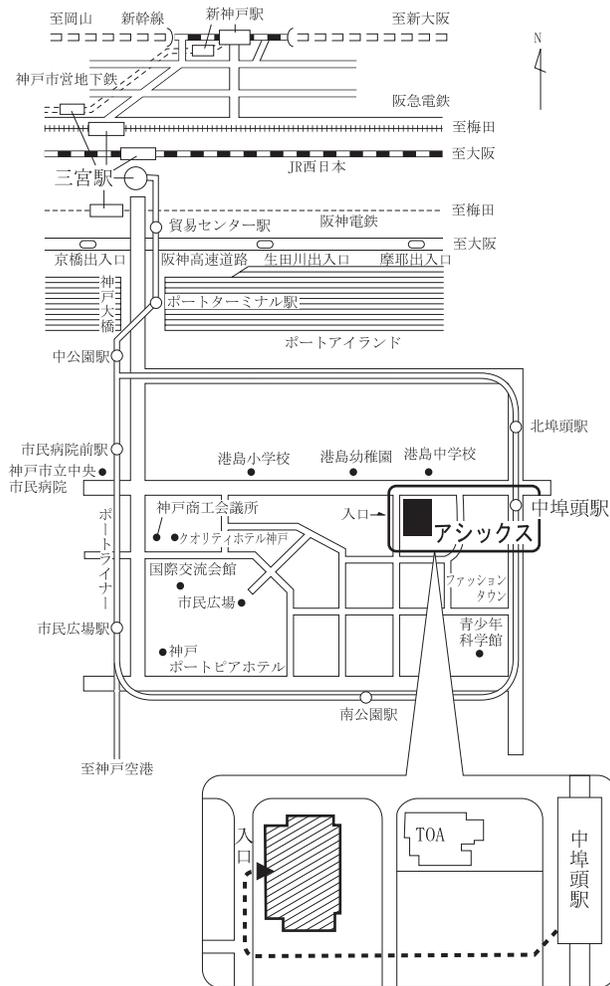
- 【氏名】 米田 准三（よねだ じゅんぞう）
- 【略歴】 昭和2年12月15日生
平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）
代表取締役副頭取
平成3年6月 同行顧問
平成5年4月 当社監査役（現任）
- 【氏名】 堀 龍兒（ほり りゅうじ）
- 【略歴】 昭和18年9月3日生
昭和41年4月 岩井産業株式会社入社
平成8年6月 日商岩井株式会社取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成14年6月 同社専務執行役員
平成15年4月 早稲田大学法学部教授
平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）
- 【氏名】 森本 民雄（もりもと たみお）
- 【略歴】 昭和16年1月14日生
昭和39年4月 呉羽紡績株式会社（現東洋紡績株式会社）入社
昭和43年7月 東洋紡績株式会社退社
昭和43年8月 監査法人富島会計事務所（現新日本監査法人）入所
昭和63年5月 太田昭和監査法人（現新日本監査法人）代表社員就任
平成12年5月 監査法人太田昭和とセンチュリー（現新日本監査法人）理事就任
平成17年6月 新日本監査法人退職

以上

メモ欄

第53回定時株主総会会場ご案内

会場：株式会社アシックス本社1階会議室
神戸市中央区港島中町7丁目1番1
電話(078)303-2231



道順

新幹線「新神戸駅」から「三宮駅」まで神戸市営地下鉄で約5分。

新交通ポートアイランド線(ポートルライナー)「三宮駅」から北埠頭方面で「中埠頭駅」まで約15分、「中埠頭駅」から徒歩約5分。

(新交通ポートアイランド線は、北埠頭方面行と神戸空港方面行がありますのでご注意ください。)